

「デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会」(第2回)

1 日時 令和6年11月21日(木) 10時00分～12時00分

2 場所 オンライン開催

3 出席者

(1) 構成員

宍戸座長、生貝構成員、上沼構成員、大谷構成員、曾我部構成員、増田構成員、森構成員、山口構成員、山本座長代理

(2) オブザーバー

法務省民事局、法務省刑事局、法務省人権擁護局

(3) 総務省

玉田大臣官房総括審議官、下仲大臣官房審議官、田邊情報通信政策課長、大澤情報流通振興課長、入江情報流通適正化推進室長、吉田情報流通振興課企画官、武田情報流通適正化推進室課長補佐、木村情報流通適正化推進室課長補佐

4 議事

(1) 有識者による発表((株)三菱総合研究所)

(2) 情報流通プラットフォーム対処法の省令及びガイドラインに関する考え方

【宋戸座長】 定刻となりましたので、「デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会」第2回会合を開催させていただきます。本日の会議につきましては、WEB会議システムにより開催としております。まず、事務局よりWEB会議による開催上の注意事項や案内事項がございます。よろしくお願いいたします。

【木村補佐】 総務省 情報流通行政局情報流通振興課情報流通適正化推進室の木村でございます。それでは、WEB開催に関する注意事項を申し上げます。本日の会合の傍聴につきましては、WEB会議システムによる音声及び資料投影による傍聴としております。事務局において傍聴者は発言ができない設定とさせていただいております。また、本日の会合につきましては、記録のため録画をさせていただきます。次に、構成員の皆様におかれましては、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにして、映像もOFFにさせていただきますよう、お願いいたします。ご発言を希望される際には、事前にチャット欄に発言したい旨を書き込んでいただくようお願いいたします。それを見て、座長から発言者を指名いただく方式で進めます。ご発言の際には、マイクと映像をONにしてご発言ください。発言が終わりましたら、いずれもOFFにお戻しく下さい。接続に不具合がある場合には、速やかに再接続を試していただくようお願いいたします。その他、チャット機能で随時事務局や座長宛にご連絡をいただければ、対応させていただきます。

本日の資料の確認に移ります。本日の資料は、資料2-1、資料2-2-1、資料2-2-2を用意しております。注意事項とご案内は以上です。それでは、これ以降の議事進行は、宋戸座長にお願いしたいと存じます。宋戸座長、よろしくお願いいたします。

【宋戸座長】 それでは、議事に入ります。本日は、まず、株式会社三菱総合研究所様から、資料2-1に基づき、インターネット上の違法・有害情報に関する流通実態アンケートの調査結果について、ご紹介いただきます。次に、本年5月にプロバイダ責任制限法が改正され、通称も情報流通プラットフォーム対処法に改められることとなりましたが、その省令案及びガイドライン案について、資料2-2-1及び資料2-2-2に基づき、事務局からご説明いただきたいと思います。本日の質疑につきましては、三菱総合研究所 安江様からのご発表については、安江様からのご発表の後に、一括して意見交換をいただければと思います。また、事務局説明については、複数の項目で区切って、まずは事務局からのご説明、その後に意見交換という流れを繰り返す形で進めさせていただければと思います。

まずは、資料1「インターネット上の違法・有害情報に関する流通実態アンケート調査」について、三菱総合研究所 安江様よりご説明をお願いいたします。

【MRI 安江氏】 三菱総合研究所の安江です。本日よりしくお願いいたします。それでは、時間も限られていますので早速ご説明したいと思います。インターネット上の違法有害情報の流通実態アンケート調査の結果についてご報告します。このアンケート調査は、これまでほぼ定期的には実施してきておりまして、調査結果についてはプラ研や違法・有害情報ワーキングに報告してきているものですが、その最新の調査結果になります。

こちらが目次で、これまでと同様の構成になっております。アンケートの調査概要ですが、今年10月中旬に行いましたインターネットアンケート調査でして、三つの調査群と書いていますが、回答者群を設定して同じ設問で同時に行っております。調査群①は一般のインターネット利用者ということでインターネット利用者の人口分布に応じた形で、性・年代の割り付けを行って2000件回収しています。調査群②はサービス提供者への違反の申告や報告をしたことがある人、調査群③はサービス提供者から投稿したコンテンツの削除等の対応をされたことがある人ということで回収しております。

3ページ目、4ページ目、5ページ目はそれぞれ調査群①②③の性別、年代、職業の分布になっておりますので、後でご覧いただければと思います。

6ページからが具体的な調査結果になりますけれども、まず過去1年間の閲覧経験、書込み経験、閲覧頻度を示しています。一番左の閲覧経験ですが、YouTube、X、Instagram、Amazon、Googleマップ、楽天が多いという結果になっておりまして、昨年度と比べてもほぼ同じような、3位以降の順序が少し変わっていますが、ほぼ同じ結果でした。書込み経験については、X、Instagram、YouTube、Facebookが多いということで、これは昨年度と順序も含めて同じということになります。利用閲覧頻度について今回の調査では、X、YouTube、TikTok、Instagram、Threadsで閲覧頻度が高いということで、これらについては半数以上の人々が毎日閲覧しているという結果になっています。昨年度も、顔ぶれ的には同じですがX、Instagram、YouTube、それからLINEのオープンチャット、TikTokといったところが挙がっていました。

次が利用規約の確認状況になります。サービスを使うときに利用規約に目を通さずに利用している人と利用規約があることを知らなかったという人が合わせて40.2%ということになっています。昨年度調査では37.9%で、今回2000件のアンケートなので標本誤差を考えると若干増えているかというところですが、その前回の結果を見ると47.2%、その前が61.5%なので、トレンドとしては減ってきているけれども直近については少し足踏みしているという感じです。

次が違法・有害情報に関する投稿の目撃経験ですけれども、ここに挙げた九つの種類の投稿ごとに、目撃したことがあるかを尋ねています。一番多かったのが他人を傷つけるような投稿、誹謗中傷で60.6%。以下、ある作品の画像や映像等の著作物を許可なく使用した投稿（著作権侵害）で、上から三つ目です。それから下から三つ目、他人の顔写真や名前を許可なく使用者投稿が41.1%。一番下の、正常な業務の遂行を妨害する可能性がある投稿が38.0%といったような順番になっています。昨年度、誹謗中傷に関しては65.0%ということで今年は数字が若干減っていますけれども、その前回は50.9%、そのさらに前回は43.3%なので、そのぐらいのスパンで見ると増加トレンドということが言えるかもしれません。それから下の三つの選択肢は今回のアンケートで新しく追加したのですけれども、ヘイトスピーチより上の選択肢については、過去も数字を取ってまして、こちらも前々回と比べると全項目とも増加しているということで、目撃経験が増えているということが言えるかと思います。

次にどのサービスで目撃したかということですが、こちらについては投稿の種類によらず、Xが最も多くて、次いでYouTubeが多いということになりました。また投稿の種類によって少し異なってきますけれども、Yahoo!コメント（ニュース）、Instagram、Facebook、5ちゃんねる（旧2ちゃんねる）、TikTokなども挙げられています。こちらも昨年度とほぼ同じような顔ぶれということになっています。

次に被害を受けた経験について尋ねています。こちらも同じ九つの種類の投稿について、そういった投稿がされたという被害を受けたかということを聞いていますが、やはり一番多いのが誹謗中傷で18.7%という結果でした。以下、迷惑行為等によって正常な業務の遂行を妨害する可能性がある投稿、他人の顔写真や名前を許可なく使用した投稿、それから著作権侵害ということで、この辺の顔ぶれは目撃の方と同じようなものが挙がっているという結果になっています。誹謗中傷に関して言うと昨年度18.3%なので、比率としてはほぼ同じということが言えるかと思います。それから、この上六つの選択肢について過去の結果と比べると、やはり被害経験というのは大幅に増加していて、3年前と比べると2.5倍から3倍ぐらいというような形になっています。

被害を受けたサービスについては、投稿の種類によらずXが最も多いという結果になっていて、2番目以降は投稿の種類によって順序が異なりますけれども、Facebook、Instagram、YouTubeが多いということ、それから投稿の種類によってはThreadsやその他口コミサイトといったものも挙がっているという結果になりました。

その次に、実際そういった被害を受けた場合の対処方法について、被害を受けたらどうするつもりかという想定と実際に被害を受けた場合にどうしたかということ、その理由を尋ねています。まず想定する対象方法ですけれども、自らブロックやミュート、コメント非表示などを行うというのを想定する人が最も多くて42.5%、次に多いのが運営事業者が用意する窓口に自ら削除等の申請を行うということで31%でした。昨年度はそれぞれ45.4%、34.8%ですので、数字としては少し減っていますが、ほぼ同ような傾向でした。実際の対処方法、実際に被害を受けた場合に何をしたかということについては、自らブロックやミュート、コメント非表示などを行うというのが最も多くて36.7%でした。それぞれの選択肢の回答分布については同ような傾向と言えるかと思います。それから対処方法を選んだ理由ですけれども、今年の場合は無料でできる手段だからが最も多くて37.1%でした。ちなみに昨年度は迅速に対処が可能だと思ったからという一番上の選択肢が43.2%で最も多くて、無料でという今回一番多かったものについては32.4%で、誤差を考えると1位、2位という区別がどのくらい意味があるかというのもあるのですが、少しそういった結果の違いもあったということになります。

次は、安心・安全機能の利用状況について、ミュートやブロックなどの安心・安全機能について機能を利用したかったが利用方法が分からなかったということと、機能があることを知らなかったという人を合わせた数字ですけれども、全回答者で見た場合、二つを合わせたものが37.0%でした。昨年度は35.3%でこれも少し数字が悪くなっていますけれども、その前は55.4%、さらにその前が62.7%なので、直近では足踏みと言えるかもしれませんが、トレンドとしては少しずつ減ってきてはいるという結果になります。また被害経験のある人のみで見てみた場合は44.8%ということで、前回と比べると若干多いという形でした。

その次は、令和3年改正プロバイダ責任制限法の施行についての認知度ということで、改正法が施行されたというタイミングで改正法についての認知度を尋ねる質問でした。こちらについて制度改正の内容について知っているという人と改正自体は知っているけれど内容は知らないという、中身を含めて知っている人と改正されたんだよねというだけの人と合わせると42.4%ということになっていて、昨年度は43.8%だったので、誤差も考えるとあまり変わらないというところなのかと思います。年代別に見た場合、30代の人が認知度としては最も高く、そこから年代が上がっても認知度が下がってきますし、年齢が上がっても認知度が下がっていくという形になっていました。

この傾向について、SNSの利用閲覧経験と比べてみた場合を示したのが、このページになります。まず右側の閲覧経験ですけれども、これは容易に想像がつくと思うのですけれども、年代が若いほど閲覧経験が高いという形になっています。他方で改正法の認知度については先ほど示したとおりですけれども、30代より上についてはこの利用経験と同じような傾向ですけれども、30代より若い場合は、逆転している傾向になっていて、精査は必要ですけれども10代、20代については利用経験に比べて改正プロバイダ責任制限法についての認知度が低いということも言えるかということでグラフをお示ししています。

その次が相談窓口の認知度についてです。相談窓口について利用しなかったがどこにあるか分からなかったという人と、知らなかったという人を合わせると62.5%でした。昨年度は56.2%なので増えているというところですが、その前が73.3%、さらにその前が67.1%で、少しでこぼこがあるのですけれども緩やかに減ってきてはいるものの、認知度が少しずつ上がっているということでもないといったような結果だと思います。それから利用経験を年代別に見た場合ですと、今年の場合は使ったことがある人が一番多いのは20代の15%ですが、昨年度は10代が最も高かったのものでその辺少し変わっているところがあります。

次に相談窓口の認知度について違法・有害情報の投稿の被害経験のあるなしで比べた場合を示しています。当然被害経験ありの方が利用率も高いということで、各年代とも大体利用経験のある人の方が1.8倍から6.5倍ぐらい高いということになっています。昨年度も同じように2倍から6.5倍ぐらい高くなっていてやはり被害経験ある方の方が高いという結果が出ています。

次に各相談窓口の認知度でこれは具体的な相談窓口についての認知度を示しています。全体で見した場合ですと法務省さんのみんなの人権110番が一番高いという結果になっていて、数字としては昨年度とほぼ同程度ということですが、その前回と比べると結構増えているので、これも直近では足踏みがありつつも少しずつ知られてきているということかと思います。右側に年代別に見た認知度を示していますけれども、20代、30代だと違法・有害情報相談センターが僅差であるけれども最も高く、他の年代ではみんなの人権110番が最も高いという結果になりました。誹謗中傷ホットラインも10代から30代では一位ではないとしても高い認知を示していて、年代によって少しずつ違いがあるというところかと思います。ちなみに昨年度はどの年代でもみんなの人権110番が高いという結果でした。

次が違反申告・報告する場合についての認知度や方法、連絡先がを見つけやすいか、申告フォームがきちんとしているかといったところです。まず、違反申告や報告の認知度について、そういったことをしたかったけれども方法が分からなかったということと、そういうことができるということを知らなかったという人が合わせて26.7%ですが、昨年度29.1%、その前回は47.9%なので、認知度としては少しずつ上がってきているということが言えるかと思います。次に真ん中のグラフです。違反申告・報告方法、あるいはその連絡先を見つけやすいかということですが、見つけるのが難しかった、やや難しかったという人を合わせて37.6%ですが、昨年度が33.6%でその前回は35.1%なので、数字も悪くなっていると思いますし、基本的にはここはあまり変わってないというところかと思えます。それから一番右の申告フォームについてのグラフです。申告理由に近い選択肢がなかったので適当に選んだ、フォームに選択肢が設けておらず自由記入だった、それから適切な選択肢がないので選べなかったということで上手く書きづらいという点がどうだったかということですが、これらを合わせると32.9%で、昨年度は25.6%、その前回は27.0%なので悪くなっているという結果になっています。

それから申請フォームの文章の記入欄と証拠の添付について尋ねたのがこちらのページになります。まず文章記入欄ですが、文字数制限等があつて主張を十分に記入できなかったというのと文章記入欄がなかったという人を合わせて64.7%で、昨年度が59.7%、その前が65.1%なので、これも良くなっていないという結果になっています。それから申請フォームへの証拠、スクリーンショット等の添付ですが、こちらについて添付することができたけれどやりづらかった、添付できなかったというのは合わせて39%、昨年が35.4%でその前回は31.3%でこれも良くない結果と言えるかと思います。

それからそうした報告をした場合に受領連絡があったかということと、申告や報告した後に実際に対応が取られたかということについてですが、まず左側が受領連絡の有無です。一部又は全部のサービスで受領連絡を受け取ったことがない、要するに全部のサービスで全部報告があったということではない人についてみると48.5%、昨年が46.0%、その前回は47.2%なのでこれも足踏み状態ということかと思えます。それから右側、違反申告や報告したときにサービス提供事業者によって対応（投稿削除やアカウント削除停止など）があるかということですが、これは34.1%、昨年も34.1%、その前が26.2%で、これは若干良くなっているのかなという、昨年と比べると足踏みですが、それでもそういった感じの結果でした。

それからそうした対応への日数について尋ねたのがこちらのページになります。こちらについては一度だけ申告や報告したことがある人と何回か報告や申告したことある人というのを分けて聞いています。一度だけの場合ですと24時間以内に対応されたという人が14.3%で1週間以内に対応されたのが79.6%で、昨年度も同じような数字なので同様の状況というように言えるかと思います。複数回申告した人については最短と最長でどれだけかかったかというのを聞いていますけれども、最短の場合ですと24時間以内が42.2%、1週間以内が85.2%、最長の場合はそれぞれ25.1%と69.0%でこれも昨年度とあまり変わらない結果でした。数字としては悪いですが誤差等も考えるとあまり変わらないという状況で、これらについては全体にあまり変わっていないという結果でした。

それから対応の早さについての主観評価について、早い、やや早いと感じた人がどのくらいいるかということですが、申告や報告が1回だけの場合は早い、やや早いで合計80.3%、複数回の場合、最短については、同じぐらいの80.2%で、最長の場合だと下がって65.5%ということで、昨年度と比べるとこれもほぼ同じような結果になっています。

次に、対応されなかった理由の通知があったかということと、その理由について納得できたかということについてですけれども、まず通知の有無については、理由の通知がなくて対応しない旨の結果のみ通知があったというのと何も通知がなかった人が合わせて69.2%で、昨年71.3%、その前回は75.5%なので、少しずつは改善されているのかもしれないといった結果でした。その右側のグラフは、通知された個別の投稿内容を踏まえた理由について納得できたかということですが、納得できた人が60.3%、その前回は75%、前々回が58%なので、これも良くなっているとはまだ言えないですし、昨年と比べて少し下がっていて足踏みといった感じなのかと思います。

その次、どのくらいの期間に対応してくれればいいのかということ、文章が分かりづらくて恐縮ですが、どのくらいの期間に対応してくれればいいのかということについては、24時間以内に対応してくれればいいのかというのが30.6%で、3日以内に対応してほしいというのが60.1%、1週間以内だったら80.8%であり、8割強の人は1週間より長いと駄目だという結果でした。これは昨年とほぼ同じですが、昨年は1週間以内でなければ嫌という人が83.1%で若干数字としては多いのですが、基本的にはほぼ同じ結果と言えます。

それからサービス事業者による体制整備の在り方ですが、体制整備について人数

及び能力を有しているべきであると思うという人が52.8%、昨年度は57.2%という結果でした。

最後のパートはサービス提供事業者による対応です。自分の投稿等を削除等されたかといったことですが、まず対応されたかどうかについて、一番下の回答から計算すると44.3%の人が何らかの対応をされたことがあるということになりますが、昨年度は41.2%という結果でした。

次に対応されたサービスですが、一番多いのはXで、次いでInstagramやYouTube、Facebookということでした。精査が必要ですが、Xについては対応されたという数字が去年より減っていて、それ以外は増えているということで、サービスによる差があるのかという点について、現時点ではそういった数字も出ています。それから③対応についての通知説明の有無と納得度ですが、多くのサービスにおいて、1～3割の回答者が通知や理由の説明がなかったというように回答していて、これは昨年と同じような結果です。

④対応についての意見表明機会です。対応に対する申開きについてですが、7割～8割強の回答者が、機会があったというように回答しました。ただその後の対応についての満足度についてはサービスによって差が大きかったということで、これも昨年度と同じです。

案内時の言語は日本語だったというのが7～9割で日本語以外の場合は英語だったということについても、昨年度と同じような結果になっています。

最後は、対応についての通知・説明の在り方ですが、サービス事業者からの対応における通知や理由の説明について70%の人は通知と理由の説明が必要だと答えています。また通知は必要だしその理由についても納得いくまで説明してほしいというのが、25.8%でした。また、全体の8割以上は少なくとも通知は最低限必要だということに考えているという結果になりました。駆け足ですが説明は以上になります。

【宋戸座長】 ご説明ありがとうございました。それではただいまの三菱総研様からのご説明につきまして、構成員の皆様からご質問等あればいただきたいと思います。このラウンドは10分弱を予定しておりますけれども、いかがでございましょうか。ご質問等ある方はチャット欄で私にお知らせいただきたいと思います。森構成員、お願いします。

【森構成員】 ご説明ありがとうございました。大変興味深く伺いました。まずはご質問ですが、6ページに基本的な利用状況についてご説明いただいたのですが、一番右の

利用閲覧頻度の時間について2時間以上、2時間以下だと思うのですけれども、もしかしたらご説明があったかもしれないですけども、これの前年度比を教えてくださいなと思います。どのぐらい使うようになっているかということです。

もう一つ、19ページや20ページにサービス提供者の対応、被害申告や被害申告のやりやすさ、フォームの適切さ、使いやすさみたいなものがあると思うのですけれども、これが悪化するというのは不思議な感じがしますので、もし何か仮説があれば教えてくださいなと思います。

【MRI 安江氏】 そこは長期というか3年、4年ぐらいの感じで見ると少し良くなっているのですけれども、ただレベルとしてはまだすごくいいというレベルではないということと、昨年度と今年度と比べて全体的に事業者の対応やユーザー側のリテラシーといいましか認知度といいですか、どちらも数字が良くなっていないところがあって、少し考えたいと思うのですけれども、現時点では恐縮ですけれども、こうだという確定的な仮説があるということではないという状況です。

【森構成員】 ありがとうございます。これは非常に不思議だと思いました。

これは感想ですが、やはりすごい非常に基本的なこととして9ページに誹謗中傷の目撃体験、11ページに被害体験がありますけれども、Xが圧倒しているということが顕著であるというように思いましたので、これは感想として申し上げておこうと思います。ご説明ありがとうございました。以上です。

【宋戸座長】 ありがとうございます。この後山口構成員、大谷構成員、曾我部構成員からそれぞれご質問があります。今日後ろの議事が盛りだくさんでございますので、円滑な議事進行にご協力をお願いしたいと思います。それでは山口構成員、お願いします。

【山口構成員】 ありがとうございます。私から質問というよりは2点コメントがございます。まずは調査について非常に詳細な調査をご紹介いただきありがとうございました。注目すべきポイントは2点あると思ってしまして、一つが相談窓口を知らない人が多いということです。やはり何か被害を受けたときに相談できる先がある部分ということは非常に重要なことですので、せつかくあるのですからそれをより啓発していくということが今回の調査から重要性が出てきたように思います。

もう一つが事業者への示唆に大変富む内容だというように思います。色々とユーザーの納得感がない部分があると思うのですけれども、一番注目すべきは申請フォームの使いづらさかというように感じまして、個別対応については主観も入るでしょうし膨大な量の申

請が来ている中でどこまで丁寧に対応するかといった議論もあると思うのですが、そもそも申請するのが難しいということは非常に問題があるというように考えていますので、日本のユーザーが分かりやすいようなところに申請フォームを付けて、かつその字数を考慮するといえますか、しっかりと訴えられるような状態にするということが非常に重要かというように感じました。私からは以上です。

【宋戸座長】 山口構成員、非常に貴重なコメントありがとうございました。それでは大谷構成員、お願いいたします。

【大谷構成員】 私も詳細なアンケート結果、しかも毎年実施していただいているということに御礼申し上げたいと思います。質問させていただきたいのですが、3点ございます。まず10ページ、11ページのところに被害類型が出ているのですが、多分聞かれていないからだと思いますけれども、この中で特にディープフェイク的な何かAIを使った形での被害などが発生していないかといったことについて、もし何か気づきがあったようでしたら教えていただきたいというのが1点目です。

それから2点目は今、山口構成員からのご指摘のあった申告方法の分かりにくさということなのですが、サービス種類別にこのサービスについては見つけやすいけれども他のものは駄目だといった違いについて何か調べていらっしゃるかどうか教えていただきたいと思います。

それから3点目でございます。28ページのところになりますけれども、対応がなされたものとしてはXなどについては対応がそれなりになされていたというように読めるのですが、そもそも恐らく申告が多かったということを反映している数字になるのかもしれませんが、このグラフの読み方についてご教示いただければということでございます。よろしくお願いいたします。

【MRI 安江氏】 まず10ページから11ページで、AIやディープフェイクについては直接設問や選択肢で聞いてないこともあり、今回の結果からこうだったということは言えないかと思っています。

それから申告方法についてサービス別の結果が取れるかということですが、これもサービス別という形で聞いていないのと、それから回答者がどのサービスを使っているかというのを複数回答で聞いているので、これもサービス別に分けてというのは難しいかというように思っています。

28ページの読み方ですが、これはどのサービスを使っている中で対応されたかという

ことなので、Xを使っていて対応されたことがあるという人が39.2%、例えばInstagramを使っている中で対応されましたという人が18.1%、これも複数回答なので、Xを使って対応されてかつInstagramを使って対応された人というのも入っていますし、それぞれだけというのものもあるということになっていますが、こういった説明で大丈夫でしょうか。

【大谷構成員】 御説明ありがとうございました。アンケートの設問の趣旨は理解できると思うのですが、また次回の調査の時にぜひそのサービス種類別についての状況が特に情プラ法が施行された後に何か変化が生じたり、適切な対応が増えてきているSNS事業者がありましたら、それについてはきちんと把握できるとありがたいと思っております、難しい調査になってしまうかと思いますが、そういう調査に期待したいと思います。私から以上でございます。

【宋戸座長】 ありがとうございました。曾我部構成員からチャット内で重なりますのでと仰っていただいておりますが、せっかくですので、お願いします。

【曾我部構成員】 ありがとうございます。私の質問は大谷構成員の今の質問と重なるのですが、フォームの分かりやすさに関しては全体を聞くことの意味合いというのはかなり限られると思われます。やはりフォームというのはそれぞれ事業者によって違うところがありますので、確かに全体の傾向を知るというのも一つ意味はあるのかと思うのですが、むしろ事業者別、サービス別に聞いていただく方が意味があるのではないかと思います。大谷構成員と同じような疑問を抱いたということでもあります。ただ今回そこまでは調査されていないということですので、次回以降こういった調査をされるのであれば、そういうものがサービス別に分かるような聞き方にさせていただくと望ましいのかというように思いました。

【宋戸座長】 ありがとうございました。既にご指摘いただいているとおりに思います。まず今回も三菱総研様に丁寧な調査をしていただいたことに御礼申し上げますとともに本日構成員から幾つか出たご指摘・コメントも踏まえて、今後の調査の在り方をご検討いただければと思います。どうもありがとうございました。

それでは議事の2に移ります。資料2-2-1 情報流通プラットフォーム対処法の省令及びガイドラインに関する考え方について事務局よりご説明をいただきたいと思います。先ほど申し上げましたとおり区切ってご議論をいただくということとなります。そこで、まずこの資料2-2-1のうち、冒頭から24条関係、具体的に申しますとスライド11ページまでということになると思いますが、ご説明をいただければと思います。よろしくお願

します。

【木村補佐】 そうしましたら事務局よりご説明申し上げます。資料２－２－１に基づいて、まずご説明差し上げます。ページめくらせていただきまして１枚目になります。先の通常国会におきましてプロバイダ責任制限法の一部改正が行われまして、新たに大規模特定電気通信役務提供者の義務といった規律が設けられることとなりました。具体的には１枚目のスライドにお示ししているとおりでございますけれども、誹謗中傷をはじめとするインターネット上の違法・有害情報に対処するため、大規模なプラットフォーム事業者に対しまして削除対応の迅速化及び運用状況の透明化といった措置を義務付けるといったものがその主な内容となっておりまして、こうした規律が加わったことを踏まえまして、法律そのものの題名も改めることになりまして、略称自体もプロバイダ責任制限法から情報流通プラットフォーム対処法というところでは呼称を改めていきたいと思っております。施行期日は一番下にお示ししておりますとおり、公布の日が本年の５月１７日でしたので、その日から起算いたしまして、１年を超えない範囲内において政令で定める日とさせていただいております。

こちらの資料も既に第１回会合におきまして、事務局よりご説明差し上げたところでございますけれども、情報流通プラットフォーム対処法の施行に当たりまして、施行日政令の策定が予定されております他、省令・ガイドラインを諸々策定したいと思っております。①から③で挙げさせていただいておりますとおり、省令そのものに加えまして、法律の解釈を示したガイドライン、加えて違法情報ガイドラインの三つを策定したいと思っております。

令和６年改正法における省令委任事項などに関しまして、本検討会における検討対象に関する基本的な考え方について、まずご説明を申し上げたいと思います。これら省令委任事項の中にはそれこそ本年の１月末まで開催いただいておりますプラットフォームサービスに関する研究会の第三次とりまとめにおきまして既にご提言をいただいている事項、あるいは技術的な省令委任事項が存在しているところでございます。まず「プラットフォームサービスに関する研究会 第三次とりまとめ」において既にご提言いただいている事項でございますけれども、これはまず小さい丸でお示ししているとおり、指定に当たりまして事業者の定性的な要件として、不特定の利用者間の交流を主たる目的としたものでないものですとか、あるいは他のサービスに付随して提供されるものでないことといった要素を考慮することが適当だということをおとりまとめをいただいております。

のほか第25条第1項に申出者に対する通知という条文がございますけれども、そちらにおきまして、「当該申出を受けた日から十四日以内の総務省令で定める期間」といった省令委任事項がございます。こちらに関しても既に第三次とりまとめにおきまして、1週間程度とすることが適当というようにご提言を賜りました。これらについては「プラットフォームサービスに関する研究会 第三次とりまとめ」での提言を踏まえて、省令の規定を行いたいというように思っているところでございます。あわせまして、本改正法の中には技術的な事項が幾つか出てまいります。例えば様式に関するもの、あるいは推計方法、送達手続に関する事項、こうしたものに関しましては淡々と省令の策定を進めることとしたいというように考えております。つきましては本検討会におきましては、これらを除きました特に有識者の皆様方による更なる検討を要する点についてご議論いただくことを考えているところでございます。

4 ページ目、5 ページ目は、その後に出てまいります論点を網羅的に一覧化したものでございます。こちらではご説明を割愛させていただきまして、6 ページ目の論点からご説明差し上げてまいりたいと思います。まず、第20条関係、大規模特定電気通信役務提供者の指定に関しまして、省令委任事項が幾つかございます。まず論点1-1でございます。具体的には、平均月間アクティブユーザー数を念頭に置いたものになりますけれども、この平均月間発信者数に関しまして、まず発信者になった者及びこれに準ずる者として総務省令で定める者といった概念が出てくるところでございます。これについてどのように考えるかというのが一つ。あわせまして総務省令で定める期間における平均とございます。この期間についても、どういった期間を考えるか。そして最後になりますけれども総務省令で定める数を超えるかどうか、これがまた閾値として指定の要件になってまいりますけれども、この数をどう考えるか。この3点が省令委任事項としてございます。これらについての考え方をお示ししておりますのが、このスライドの中段になります。まず発信者に準ずる者として考えているものになりますけれども、こちらはまず1か月間に利用した者というところで考えているところでございます。その理由といたしましては、一番下の破線でお示ししている四角に記載しているとおりでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、本件はアクティブユーザー数を念頭に置いているというところがまずございまして、当然閲覧者というところがアクティブユーザー数には含まれてまいります。そして閲覧によって被害者の社会的評価が低下し被害が拡大すること、サービスの使用によっては閲覧数が拡散に影響するといったことも踏まえまして、閲覧のみをしている者もカウントする観点から、利用し

た者というところに準ずるものとして考えているところでございます。続きまして総務省令で定める数でございますけれども、これについては1,000万という数字を閾値として設定したいと考えているところでございます。参照といたしましたのは、総務省において所管しております電気通信事業法におきまして、媒介相当電気通信役務といった役務がございます。こちらの指定に当たっての閾値が1,000万とされているところを一つ参考としたところでございます。あわせまして、欧州や英国におきまして、こうしたプラットフォーム事業者に対して規律をかけていくといった法律がございますけれども、こういった諸外国における例におきましては、国民の1割程度が利用することを大規模とみなしているといった例がございます。こういった諸外国の例も踏まえながら1,000万という数字を閾値として設定したいと考えているところでございます。続きまして総務省令で定める期間ですけれども、こちらは季節変動の影響を除去するため1年間というところを考えているところでございます。

続きまして、平均月間延べ発信者数、こちらは具体的な平均月間投稿数を念頭に置いているところでございます。これについても閾値を設定することが必要となっておりまして。これに関しては、考え方を真ん中にお示ししているとおりでございますけれども、平均月間発信者数が1,000万のうち、実際に投稿を行う者が2割と推計をいたしまして、これらの者が1か月に最低1回は投稿するものと想定をして、200万という数字を閾値として設定したいというように考えてございます。こちら参考といたしましたのが、総務省情報通信政策研究所が実施しております「情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査」の結果を参照しているところでございます。こちらの調査結果の中に主なソーシャルメディア系サービスの書込み又は投稿している割合についてデータとして取っているものがございまして、そちらの数字を確認いたしますと2割程度が書き込み又は投稿している状況にあると我々として承知をしているところでございます。こうした実際に投稿を行う方が1か月に行う投稿数に関しましては、各サービスの特性やユーザーの使用傾向において幅があるところを踏まえまして、まずは最低の1回を投稿した者と施行の時点では想定をして、閾値を設定したいというように考えてございます。今後、必要に応じまして閾値を見直していくことを考えているところでございます。

併せて指定に関しましては、20条3項に基づきまして総務大臣は特定電気通信役務提供者に対して平均月間発信者数及び平均月間延べ発信者数を報告させることができることとなっております。この報告を求める特定電気通信業務提供者をどのように限定するか

というところを論点として挙げさせていただいているところです。特定電気通信役務提供者は非常に広い概念になります。不特定の者に受信されることを目的とする電気通信役務を提供している者というのは、全て基本的には対象となってくるところになりますけれども、中小様々な規模の提供者の方がいらっしゃる中でこういった範囲に報告を求めていくかというところが一つ論点として挙がってまいるかと思います。これに関しましては、総務省における電気通信事業法の媒介相当電気通信役務の指定に当たって、その報告徴収の対象が閾値の9割に相当する値以上のものを報告対象としているところを参照いたしました。これに倣いまして、今回の改正法の施行に当たりまして、その報告徴収の対象は閾値の9割以上、すなわち平均月間発信者数が900万以上又は平均月間延べ発信者数が180万以上の者を対象に報告を求めることとしたいというように考えているところでございます。

続きまして、いわゆる迅速化規律に関する省令委任事項またはガイドラインのご説明に移ってまいります。第22条関係になります。こちら被侵害者からの申出を受け付ける方法の公表に関するものです。これに関してはまず一つ省令委任事項がございます。大規模特定電気通信役務提供者は、総務省令で定めるところによって被侵害者から申出受付方法を定め、公表しなければならないとされてございます。この申出方法及び公表の要件に関しまして、どのように考えるかというのが論点の一つでございます。もう一つ、この本改正法におきまして不確定概念が幾つか出てまいります。その中の一つに、申出を行おうとする者に過重な負担を課するものでないこと、これは第22条の2項2号に規定されているものです。こちらに関しまして、こういった考え方をするかというところを事前にお示しをできればというように考えているところでございます。まず、申出方法及び

公表の要件に関しまして、既に法律上に電子情報処理組織を使用する方法により申出を行うことができるものであることといったものが規定されてございますが、それに加えまして、以下2点というところで考えているところでございます。まず申出方法につきましては、被侵害者が日本語によって申出を行うことができるものであることといったところを規定したいというように思っております。あわせまして公表の在り方に関して、インターネットを利用する者により公表されるものであることというところを必要最低限の要件として求めていきたいと考えているところでございます。続きまして、過重な負担を課するものでないことの解釈に関してでございます。こちらは法律の解釈に関するガイドラインにおきまして、考え方を示すことができればというように思っております。基本的な考え方とい

たしましては、まず過重な負担かどうか、これは当然利用者の皆様方の実際のお声を聞きながら考えていくということが非常に重要というように考えているところでございます。つきましては利用者のご意見を踏まえまして、申出方法を不断に見直していくべきであるということをあらかじめ基本的な考え方としてはっきり明記をしておきたいというように思っております。その上で具体例として以下3点考えているところでございます。まずはトップページから少ないクリック数でアクセスできるなど、申出フォームが見つけやすいこと。先ほども先生方からご指摘賜りましたけれども非常に重要な観点というように思っているところでございます。あわせてアカウント取得に年齢制限を設けている場合には、アカウントを保有できないものであっても申出られるようにすること、こちらは特に青少年に関しまして、サービスに応じてはアカウント取得に当たって年齢制限を設けている場合があるというところを承知しているところでございます。そういったものを念頭に置きながら、具体例として挙げたいというように考えております。3点目、申出者のプライバシー等の権利・利益の侵害を生じさせない形で削除申出を行うことができること。こちらにつきましては例えば掲示板サービスにおきましては、申出をする際に申出の内容であったり申出者であったり、そういった情報を不特定の者が閲覧できるような形でしか削除申出を行うことができない申出フォームを設けているような場合があるというところを承知しているところでございます。そういった場合は状況に応じまして、申出者のプライバシーや権利・利益が侵害される可能性があるというところを我々として承知しているところでございます。そういったことが当然ないようにというところを一つ具体例としてお示しできればというように考えているところでございます。

24条関係に移ってまいります。侵害情報調査専門員に関するものでございます。まず侵害情報調査専門員、こちらの具体的な要件についてどのように考えるかというところを考え方としてお示しできればというように考えているところでございます。法律の解釈を示すガイドラインにおきまして、以下のとおり明確化したいというところで、真ん中の考え方でお示しさせていただいております。具体的にはですけれども、法令の知識又は文化・社会的背景の理解の観点から、弁護士等の法律専門家、あるいは日本の風俗・社会問題に十分な知識経験を有する方で、これに関しては自然人に限るというところもあわせて明記をしたいというように考えているところでございます。併せて、法令順守の観点からになりますけれども、この特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害の対処が法文上、侵害情報調査専門員に求められているタスクというようになりますけれども、そのうち対処

の過程においては、権利侵害情報該当性の調査といったものが含まれてくるというところを考えているところでございます。これについては法律事務に当たり得るため、弁護士法第72条との関係に留意する必要があるというところ付記しているところでございます。専門員に関しましてはまず自然人なのか法人なのかというところが時々我々の方に問い合わせいただくところでございます。これに関しては理由の真ん中のポツでお示ししておりますけれども、専門員という、この「員」という規定ぶりから自然人であることを想定している旨ですとか、あるいは仮に法人とした場合、同法人内での利益相反の可能性というのが考えられるかと思います。そういったことも踏まえまして自然人の選任を求める旨、確認的にガイドラインに規定をしたいというように考えております。そして逆転いたしますけれども日本の文化・社会的背景に明るい、これは「プラットフォームサービスに関する研究会第三次とりまとめ」にて、おとりまとめいただきました。こういった提言も踏まえましてそういった問題意識から、我が国の法令の知識を有していることや我が国の風俗・社会問題を十分に理解していることを要件として求めたいというように思っているところでございます。

前半部分最後になります。侵害情報調査専門員の人数及び届出事項というところが省令委任事項になっているところでございます。人数に関しましては大規模特定電気通信役務ごとに最低限1名の選任を求めるというところを考えているところでございます。その理由といたしましては、侵害情報調査専門員の位置付けに立ち返ったときに、この侵害情報調査専門員に求められている役割といたしましては、削除といったコンテンツモデレーションを実施する際に、まずはコンテンツモデレーターと一般に呼ばれる方々が審査をされることとなりますけれども、そういったコンテンツモデレーターの方々が判断に迷った際に、このモデレーターの方々からの上申を受けて、より専門的な調査を行うことになる。それが侵害情報調査専門員の役割というように考えているところでございます。つきましては必ずしも全ての申出に関しまして、侵害情報調査専門員による調査が必要になるとは限らないこと、あわせまして、専任の要件に高い専門性を求めていることを踏まえまして、まずは役務ごとに最低限1名というところを考えているところでございます。当然複数の役務を提供している方におかれましては、役務ごとに1名でするので複数の者の選任が求められることになろうかと思います。あわせまして届出の内容に関しましては、その専門員の選任を実態的に確認するとともに、同姓同名を排除するといった観点から選任された方の氏名、生年月日、所属の届出を求めるというところを一つ考えておりますのと、あわせて実際に選任

された専門員の方の数というところも総務省として把握をするということで届出を求めたいというように考えているところでございます。駆け足になりましたが、24条までのご説明は以上になります。

【宋戸座長】 ありがとうございます。それではただいまの事務局からのご説明について構成員の皆様からご質問またコメントをいただければと思います。この後15分ぐらい予定しておりますけれども、重要な論点が含まれておりますので、ご自由にご質問・ご意見をいただければと思います。またチャット欄で私にお知らせいただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。増田構成員、お願いします。

【増田構成員】 ありがとうございます。私から幾つか意見をお伝えしたいと思います。最初に25条1項のところで対応が7日間という規定ですけれども、これについては一般的な感覚ですが非常に納得感があります。ただ対応できない場合の理由について説明がなされるのかどうかというところがすごくばらつきがあって心配をしております、やはり申し出した個人の方ができるだけ納得できる説明にしていきたいと思います。削除すべきと判断できる客観的な事実がないということであれば、その客観的事実というのは具体的に何なのか、手続上のミスや不足なのか、その方のリテラシーの不足によってファイルの添付ができないということはよくございますので、そのようなサポートがあるのか、単に事業者が決めた削除条件に合っていないということだとやはり納得がいかないと思いますので、削除理由を具体的に示していただきたいというように思います。

それから22条関係のところで、申出受付方法はインターネットを利用するということなのですが、一度受け付けた後メールだけなのか、その後例えば電話ができるのかというようなことも検討していただく必要があるのかと思います。それからアカウントを持たない者からの申出というのは、例えば未成年者の親からの申出であったり、そこがもう嫌になって退会してしまったような方がやはり申出をしたいと言ったようなケース、あるいは自分が利用していないデジプラでの権利侵害を見聞きしたときのケースというようなこともありますので、ぜひそれはやっていただきたいと思います。

24条関係ですけれども、専門調査員の方の知識経験、社会的な理解、日本の風俗などを理解していただくというのは本当に非常に重要なことだと考えております。一個人が申出した際に受付後どのような流れになるのかということも非常に一般の方としては教えていただきたいことです。まず窓口と接触する方がコンテンツモデレーターということなのでしようけれども、その方が全部判断すると考えてしまいますので、その後ろに調査員がいると、

それで回答が来るということが分かるような図式が目に見えるといいのかというように思います。調査員の方というのは非常に不足しているというように思いますので、その方たちがどのように育成されるのかということも少し考えていただくといいのかと思いました。以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。一通り挙手されている方々からご意見を伺って、ご質問にわたる部分、あるいはご意見へのリアクションについて事務局からまとめて一括して対応いただくということにしたいと思います。それでは山口構成員、お願いします。

【山口構成員】 ご説明いただきありがとうございます。非常に多岐にわたる内容で、しかもそこについて分かりやすく説明していただきありがとうございます。大変よく分かりました。私から2点コメントがございします。まず一つ目が論点2－1に関しまして、過重な負担を課さないというところがございします。先ほどのコメントとも絡みますけども、私は非常に重要な点だというように考えておりまして、幾つか既にトップページから少ないクリック数でアクセスできるなど申出フォームが見つけやすいことなど書いていただいておりますが、それでもまだ少し具体性が不明確かというように考えております。やはりどの程度の負担が過重とみなされるかということについては、明確な指針があった方がいいかと考えておりまして、もちろん最終的には各サービス事業者がそれぞれ考えて作成するものではありますけれども、ただ具体的に例えばクリック数が少ないとはなんだという話なので、何回まで、あるいはこのように分かりやすく、日本のユーザーに馴染み深いこういうのがいいなど、そういったような指針をもう少し具体的に出してもいいかと思いました。今後ここは継続的に調査したりして作り込んでいくと思うのですが、ひとまず今の段階でのコメントとして以上です。

もう一つ、論点3－2に関しまして、調査専門員のお話があります。こちらはプラットフォーム事業者とコミュニケーションしていても一体どういう人なのかというところで、結構よく分からないというような発言も伺ったことがありますので、ここに明確に定義を出していただいておりますけれども、こういった存在である、つまり何か困ったときに相談する相手だというような定義についてしっかりと明確に分かりやすく事業者に伝えていく、啓発していくということも大事かというように考えました。私からは以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは山本構成員、お願いします。

【山本構成員】 ありがとうございます。私から3点あります。1点目は3ページの申出者への通知のところですが、7日というようなところがあって、私も合理的な期間か

と思っているのですけれども、7日というようにガイドラインあるいは省令で書くのか、7日以内というように書くのかということでは少し違いが出るかと思います。要は権利侵害性が非常に重大なものについては、なるべく早く通知をしてあげた方が良いわけですので、7日間猶予があるというように考えるのか、それともそういう場合にはなるべく早く対応すべきなのかという論点がある。そういう意味では7日以内という形で規定するのがよいように感じました。

それから2点目、9ページのところの今も議論があった過重な負担を課すものではないというところの最後のところの申出者のプライバシー等の権利利益の侵害を生じさせない形でとあるところとの関係で、やはり申出をすることによってサービスの受領について不利益を受けないというようなことを書くということもあるのかと思います。例えば申出が他のサービスと関連付けられてしまっていて何か不当な取扱いを受けたり、不利益を受けるということが仮にある、あるいはあると思うってしまうというのは萎縮的な効果にもつながるところがあるので、そのように申出をすることによって不利益を受けないというようなことは書いても良いかと思った次第です。

最後、10ページのところの侵害情報調査専門員のところですが、既にプラ研で議論があったのかもしれないのですけれども、一定程度当該プラットフォーム企業から独立していること、つまり独立性や自立性というものが維持されている方がいいのではないかと感じています。この辺り、そこまで書けるのかどうかということはあるかもしれませんが、やはり判断に迷うときに専門員に上がってくるというところなので、その判断の公正性を担保していくためにも、企業の中で不当な圧力等を受けないということが重要かと思いました。以上です。ありがとうございます。

【宋戸座長】 ありがとうございます。それでは生貝構成員、お願いいたします。

【生貝構成員】 ありがとうございます。私からは大きく2点でございます。一つは9ページの論点の2-1のところに関しまして、既に幾つか議論もございましたけれども、特に先ほどの三菱総研様の調査のご報告の中でも20ページの中でやはり申出に文字数制限があって主張が十分に記入できない、文章記入欄がそもそもない、あるいはスクリーンショットなどを添付できない、しづらいと言ったような、しっかりと情報を提供することができるフォーマットになっているかどうかというのも受付ける方法の公表といったようなことの中で評価をして考えていく必要はあるのかというように思いました。

それから二つ目は11ページの侵害情報調査専門員、特にこの人数というところについ

てはやはり調査専門員の位置付けというのも今後我が国でどのようなものにしていくかという外国法令の中でも比較的先例は少ないところでございますので、中期的な視点も含めて考えていく必要があるのだろう、個人的にはやはりサービスごとに1名という人数が果たして十分であるのかというようなことも不断に見直していく必要があろうところ、本当はサービスのサイズごとに応じて最低2人、3人とといったような段階を設けていくことも十分考え得るのかと思っておりますところ、最初はミニマムの1名という形で始めたとしてもその在り方というのを継続的に考えていっていただきたいと思います。それから先ほど山本構成員から仰った独立性あるいは判断の中立性といったようなところを担保する方法というのは、これも継続的なモニタリングや情報共有を含めてよく注視をしていく必要があるところかというように思います。以上でございます。

【宋戸座長】 ありがとうございます。大谷構成員、お願いいたします。

【大谷構成員】 ありがとうございます。これまでご発言のあった構成員の意見に基本的に賛成しておりますし、重複するところを避けるために侵害情報調査員のところについてだけ申し上げたいと思います。専門員の方の立場について、今10ページの資料で、最後に弁護士法72条との関係に留意するように付記するとあるところですが、この弁護士法72条の範囲という非弁活動についての規定というのが、少し分かりにくいところがあって、その外縁がはっきりしていないところがありますので、何にどう注意すればいいのか、例えば法律事件に関する鑑定などに該当するということになりますと、情報が一定の違法なものかどうかといったことについての判断をするだけで該当してしまうということになりますと、実際に専門員としての日本の風俗・社会問題への知識といったものを持っている方の立場が生かされないということにもなりかねませんので、留意すべき点がどのようなところなのかというのは、より具体的に明らかにしていただく必要があると思っております。もちろん法律事件としての取扱い、代理や斡旋といったことに該当するような行為がなされないように留意すべきだとは思いますが、それ以外の項目についても、第72条には広範に述べられていて一般の社会通念上、通常の相談相手ができるようなことにも重複があるといったことについては整理が必要ではないかと思っております。私からは以上でございます。

【宋戸座長】 ありがとうございます。上沼構成員、お願いいたします。

【上沼構成員】 ありがとうございます。あまり時間もないので手早くお話します。まず3ページの申出者に対する通信について7日というのは、もう皆さんご賛同の意見がある

とおりで、私もこれは妥当かと思っています。コメントとして、第三者が権利侵害などを見たとときに通報するような場合もあると思うのですが、そういうものについてもできるだけ速やかにするのが望ましいぐらいのことはどこかに書いていただいてもいいかと思いました。

論点1に関しては、どこかで線をひかなければならないところ、今回の提案については、今お話を伺った限りは合理的だと思うので論点1-1、1-2、1-3について私は賛成です。

最後、侵害情報調査専門員のことについてですけれども、生貝構成員のお話を伺っていて、人数が少ない場合は実際に担当して人数が足りなければ増やすのではないかと思ったのですが、ただいるだけだと、そうはならないので、実際に侵害情報調査専門員に意見を照会するというのをきちんと書いていただいた方がいいかと思うので、侵害情報調査専門員の意見をきちんと設ける機会を何らかの形で実質的に設ける、ということが入ってもいいかと思ったのでコメントです。以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。曾我部構成員、お願いします。

【曾我部構成員】 ありがとうございます。2点あるのですけれども、一つは侵害情報調査専門員の話が直前になりましたのでそこから申し上げますと、届出事項として11ページの論点3-2の下のところの理由の2ポツ目、現状は氏名と生年月日と所属の届出を求めるということになっているのですけれども、選任理由といいますが、この方はこういった専門性を持っているのかということも届出いただくのがいいのではないかと思います。届出ですので、総務省側でこの人がいい悪いと言う立場にはないわけですが、しかし届出で可能な範囲で専門性の適格性を担保するという趣旨から、届出の際に選任理由のようなものも届け出いただくというのが一つ考えられないかということをご提案申し上げたいと思います。

もう一点は9ページの考え方の大きな二つ目のポツの小さな2ポツ目です。アカウント取得に年齢制限を設けている場合やアカウント保有できない者であっても申し出られるようにすることというのがあるわけですが、こちらは年齢制限あるなしに関わらず、被害者は必ずしもそのサービスの利用者と限りませんので、その場合にアカウントを取得しないと申出ができないということになるのは必ずしも適当ではないのかと思ひまして、アカウント取得に年齢制限があるかないかに関わらず、申出に関してはアカウントがなくても申出られるようにするのが望ましいというか、そういうことが必要なのではないかと

った次第ですので、その点もコメントさせていただきます。以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それではここまでの構成員からのご質問やご指摘について事務局の方いかがでしょうか。

【木村補佐】 ありがとうございます。非常に示唆に富んだコメントやご質問・ご指摘賜りまして誠にありがとうございます。一番多くご意見・コメントをいただいたのは、過重な負担の考え方というところかと思っております。これに関してはそれこそ山口構成員から具体性のお話や、あとは山本構成員からプラットフォーム事業者による差別的な取扱いのリスクであったり、生貝構成員からのフォーマットの在り方といったところのご指摘をいただいたかというように思っております。これらに関して、具体性の難しさというところが一つあるかと思っております、それぞれ非常に多様なサービスというのがプラットフォーム上で提供されている中、実際どういったものが分かりやすいか、見つけやすいかというところはサービスの性質によって適切な形というのは異なってくるところかと思っております。そういった意味で、ことさらに我々の方から細かく指し示すというよりは、それぞれのサービスにおける適切な形というのをまずは利用者との対話の過程で模索していただくというところを一つ我々として基本的な考え方としては持っているところでございます。その上で頂戴したご指摘を踏まえまして、この過重の負担の在り方、最後の曾我部構成員からも年齢制限の話も踏まえて、こちらについては思索を深めてまいりたいというように思っているところでございます。諸々先生方から頂戴したご意見、非常に参考にさせていただきながら、ガイドラインの作り込みを行っていきたいと思っております。

一点だけ、山本構成員から7日なのか7日以内なのかといった規定の在り方というのは一つあるのではないかとこのところをご指摘いただきました。この点ですけれども、法律の条文25条の第1項柱書の規定内容を申し上げますと、14日以内の総務省令で定める期間内にと規定がございます。この定める期間において7日というように規定をいたしまして、結果的に法律に当てはめますと、7日以内にとこのところで規定上はなると理解しておりますので、その旨付言させていただきたいというように思います。私の方からはひとまず以上でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは続きまして資料の2-2-1のうち、第26条から28条関係まで事務局よりご説明いただければと思います。あわせまして資料2-2-2も必要な範囲でご言及いただければと思います。

【木村補佐】 ありがとうございます。そうしましたら第26条関係及び28条関係、い

わゆる透明化規律に関するものでございますけれども、そちらの省令事項・ガイドラインに関してご説明を差し上げてまいりたいと思います。まず12ページ目を御覧いただければと思います。第26条関係、送信防止措置の実施に関する基準に関しましては、まず一つ省令委任事項がございます。この基準の事前周知期間というところで、総務省令で定める一定の期間というところが省令に委任されておりまして、どの程度の長さの期間を設定するのかというのが一つございます。あわせまして論点の二つポツ目になりますけれども、大規模特定電気通信業務提供者が基準を自ら定め公表することを義務付けられているところでございますけれども、その基準の内容について一定のモデルを示すべきではないかと、これは改正法の国会審議等におきまして、こうしたご指摘を非常に多数賜ってきたところでございます。これに関しまして、表現の自由に配慮しつつも、被害者救済の実効性を確保するために、総務省におきまして、どのような情報を流通させることが権利侵害や法令違反になるかを明確になるようガイドラインを示したいというように考えているところでございます。この違法情報ガイドラインに関しては次のスライドでご説明申し上げますけれども、まずは事前周知期間に関してご説明申し上げます。こちらについては2週間というところを現時点では考えているところでございます。その趣旨といたしましては、理由においてお示ししているとおりでございます。他法令の用例で定款を作成した際には一定期間公告しなければならないという用例が幾つかございますけれども、それについて2週間という数字が出てきていることや、あるいは実務におきまして、一般的な約款の平均周知期間に関して2週間というところで我々として承知しているところでございまして、こういったものを踏まえたものとなっているところでございます。

違法情報ガイドラインについてのご説明になります。情プラ法第26条第1項第2号におきまして、「他人の権利を不当に侵害する情報の送信を防止する義務がある場合その他送信防止措置を講ずる法令上の義務がある場合」と規定しているところがございますけれども、この具体的な内容を例示することによりまして、目指しているところとしては以下3点ございます。一つ目は先ほども申し上げました、どのような情報を流通させることが権利侵害や法令違反に該当するかを明確化する、これが主な1点目でございます。あわせまして大規模特定電気通信業務提供者の皆様が基準を策定する際に盛り込むべき違法情報を例示するというのがその趣旨の二つ目でございます。あわせまして、三つ目に記載してございますけれども、第28条に基づく運用状況の公表に当たりまして、可能な限り申出の受付件数などをガイドラインの分類に基づいて区分することを求めたいというように考えているとこ

ろでございます。その理由ですけれども、まず大規模特定電気通信役務提供者の皆様による公表にあたって分類の参考としていただくことで、それぞれのプラットフォーム上で流通する違法情報の流通実態がより明らかになるものというように考えているところでございます。また大規模特定電気通信役務提供者の皆様方が、本ガイドラインの分類に基づいて申出の受付件数や削除の件数といったものを公表することによりまして、違法情報の流通実態に応じて、このガイドライン、当然今後見直していくというところを考えているところでございますけれども、その記載内容を適時適切に見直す契機にもなるというように考えているところです。こうした違法情報の流通実態をより明らかにする観点や、いわゆるEBPM、証拠に基づく政策立案といった概念でございますけれども、こういった観点から大規模特定電気通信役務提供者の皆様に対して、違法情報ガイドラインの分類に基づいて申出件数などを区分いただくようご協力を求めているというのが三つ目のポツに記載させていただいている趣旨でございます。加えまして本ガイドラインの策定後ですけれども、当然事業者の皆様方におかれましてはこのガイドラインを踏まえて、具体的にどのように対応するのかを検討されるということになろうかと思われまふ。それに関しては総務省としても事業者の皆様方などによる民間における対応を支援してまいりたいというように考えているところでございます。なお本ガイドラインですけれども、例えば情報流通プラットフォーム対処法ガイドライン等検討協議会の名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン、こういった民間団体が策定をした既存のガイドラインがございますけれども、こうした民間団体のガイドラインも参考にして策定されたものでございます。既存の民間のガイドラインもあわせて皆様方に活用いただきながら、取組を進めていくということが有効というように考えているところでございます。

ガイドライン本体の構造になりますけれども、資料2-2-2をお示しいただいてもよろしいでしょうか。このガイドラインの構造といたしましては、まず冒頭で本ガイドラインの目的、あるいは見直し規定というところを置かせていただいた上で、1ポツ目で権利侵害情報を特に念頭に置きまして、他人の権利を不当に侵害する情報の送信を防止する義務がある場合というところで、対象となる権利・利益を例示・列挙している他、情報の送信を防止する義務が生ずる場合というところで考え方というものを明記させていただいているところでございます。2ポツ目は法令違反情報というところで、対象となる情報について例示列挙させていただくとともに、情報の送信を防止する義務がある場合というところの考え方を記載させていただいているというような作りになっております。それぞれ権利・利益に

については名誉権をはじめとして列挙している他、対象情報についてはわいせつ関係、薬物関係、これらに関しては関係省庁の皆様にも多大なるご協力をいただきながら無事にこういった案を一つとりまとめることができました。関係省庁の皆様におかれましてはこの場をお借りしまして厚く御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

そうしましたら事務局資料本体に戻させていただきます。第28条関係になります。14ページ目、措置の実施状況等の公表でございます。こちらに関しては、まず総務省令で定めるところといたしまして、公表に当たって要件を求めることが可能となっております。これについてどのような要件を満たすことを求めるかというのが論点の一つ。公表項目については、次のページのスライドで詳しくお示ししております。こういったものを求めることが適当かというのが論点のもう一つでございます。あわせて、第28条の第5号におきまして、前各号に掲げる事項について自ら行った評価、これが公表事項の一つとして挙げられているところでございます。この自己評価の在り方については本当に様々な方法があるところでございますけれども、この改正法におきましては、どのような手法による自己評価を求めるか、一つの考え方としてお示ししたいというように思っているところでございます。まず総務省令で定めるところとしてでございますけれども、これにつきましてはインターネットを利用して公表され、電子情報処理組織により判読できるものであることというところを規定したいというように思っているところでございます。あわせて、この公表に当たっての算出期間でございますけれども、原則としては、年度単位、4月1日から始まりまして翌年の3月31日までというところを考えております。あわせて毎年度経過後2か月以内の公表というのを求めているというように思っております。一つ飛ばしまして自己評価についてでございますけれども、その在り方につきましては、まず評価項目を省令に定めつつ、具体的な評価基準は事業者の皆様方に自ら設定いただくというところを考えてございます。あわせて設定した基準も公表いただく他、基準が変更された場合、内容及び理由というところも公表の対象に含めていくというところを考えているところでございます。

続きまして15ページ目でございます。こちらが本日のご説明で最後のページになっております。この公表事項でございますけれども、第1号関連から第6号関係までお示ししているとおりでございます。まず第1号関連、第23条の申出の受付状況でございますけれども、これは申出の受付件数というところを申出理由別に応じて区分をいただいて公表いただくことを考えております。第2号関連、第25条の規定による通知の実施状況に関する公

表事項でございますけれども、先ほども言及させていただきました一定期間内、7日間というところを現時点では考えておりますが、7日以内に対応された件数、削除された件数、削除されなかった件数、削除されなかった場合にはその理由というところも通知しなければならないというように義務付けられておりますけれども、それに関してその実態を明らかにするという観点から公表事項を求めているところでございます。第27条についても同様に第27条の義務に基づく実施状況というところを明らかにする観点での公表事項を考えているところです。続きまして第4号関連、こちらは送信防止措置の実施状況で第1号から第3号までに掲げるものを除くというところで公表事項として挙がっているところでございます。こちらの中ではまず全投稿数または全アカウント数、その具体的な算定方法といったしまして、まずは母数を把握すると。実際削除した件数が多いか少ないかの判断というのは、それだけではなかなか適切に判断することというのは難しいかと思います。母数が増えれば当然削除件数は上がっていくということになっていくかと思いますが、そういった中で母数を一つ明らかにしていただいて、事業者の皆様の運用状況をそれぞれ公正に確認していくというところを一つ意図しての項目でございます。その上で削除やアカウント停止に当たっては様々な端緒がございます。例えば利用者の皆様から通報があった場合、あるいは最近ですと事業者の皆様方が自ら探知をするケースも増えてきていると承知しているところでございます。あわせて、日本の公的機関や司法機関といったところの削除要請であったり、あるいは削除決定がございますけれども、それに応じた対応件数というところも公表項目として盛り込んでいるところでございます。近年におきましては特にAI、自動化手段を用いたコンテンツモデレーション、削除であったりアカウント停止も進んできているというところを承知しているところでございます。そういったものを踏まえた公表項目というものも盛り込ませていただいているところです。あわせて不服申立ては表現の自由との関係で非常に重要ですが、それに関する公表項目というものを盛り込ませていただきました。加えて先ほど来から日本の文化・社会的背景というところを先生方からもご指摘いただいているところではございますけれども、日本語を理解するコンテンツモデレーターの数であったり、その訓練内容、それを補足するような定性的・定量的な説明といったところも求めたいというように思っているところでございます。最後、第5号関連、第6号関連では自己評価に関して、先ほど申し上げたものを省令として落とし込んでいるというところでございます。事務局の方から説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

【宋戸座長】 手際よくご説明いただきありがとうございます。それではただいまのご説明につきまして、先ほどと同様に構成員の皆様からご質問・ご意見をいただければと思います。ご発言希望の方はチャット欄で私にお知らせいただきたいと存じますが、いかがでございますでしょうか。山口構成員、お願いします。

【山口構成員】 ご説明いただきありがとうございます。私から一点のみです。こちらのまさに表示していただいておりますP15に関しまして、理由の通知という項目があるかと思えます。第2号関連と書かれているところです。ここについて削除しない旨及びその理由を通知した件数など、この理由がすごく私は大事だと思っていて、やはりユーザーの納得感を高めるという意味でも一体どういう理由で削除されたのかといったことが明らかにされるというのは大変重要なことだと思いますので、それを取得するというところに違和感ございません。他方で理由といってもテンプレの文言で短い文で通知するというようなケースも非常に多くあるというように聞き及んでおりますので、例えばテンプレで通知した短い文章でもそれで1カウントされるのか、あるいはしっかりと個別事例についてこういう理由だというものなのか、理由といっても幅があるかと考えております。ここで言う理由というのはどういうものか、もう少し具体的に指針を出した方がいいかというように思いました。つまり、ある事業者がテンプレのものと合っているかどうか分からないような理由を出したとして、それがカウントされるというのはあまりいい状態ではないと思いますので、その実態に即したものを取得するためにもどういった理由というのが適切なのか、どういったものをカウントするのかといったところをしっかりと出すのも大事かと考えました。私からは以上です。

【宋戸座長】 ありがとうございます。増田構成員、お願いします。

【増田構成員】 ご説明ありがとうございます。私からは2点お伝えしたいと思います。まずガイドラインについてですけれども、先ほどアンケート調査のご報告の中からも利用規約を読まない方が増えているということがございました。勝手な想像ですけれども、幅広い年代、幅広い様々な方たちのインターネット利用が増えてきていて、みんなが使うから使うというような流れの中で、使い方あまり気にしないで使うというケースも増えているのではないかと思います。そういう環境の中で、やはりこのガイドラインというのは非常に重要だと思います。大規模事業者を対象としていますけれども、やはり中小の事業者にもしっかり理解して、準じた形で使っていただかなくてはいけないというように思いますので、中小の事業者あるいは消費者の方にしっかりと理解していただく必要があるかと思います。

どういう権利を対象としていて、誹謗中傷とは何なのか、利用規約もきちんと読むこと、それからどういうことが定められているかということが分かれば、申出の仕方も違ってくるというように思います。それから公表についてですけれども、これは本当に各項目、非常に検討されていて私としては賛成しています。ただ事業者自身が集計してそれを分析・自己評価して、公表するということだけになりますと、その公表がどういう方法なのかというところで、社会にどれだけ理解してもらえるか、目に触れる機会があるのかという問題があるかと思います。その公表の仕方をしっかりと広く周知するやり方でしていただきたいということと、それからできれば外部評価というのにも必要だと思います。デジプラ同士比較してどうなのか、デジプラを一般の方がどういように見ることができるか細かく確認するという作業は非常に難しいと思いますので、外部評価をしていただく機会があればいいと思います。以上です。

【上沼構成員】 ありがとうございます。一点はガイドラインですけれども、増田構成員が仰ったようにユーザー側にも非常に参考になると思いました。そういう意味でぜひ積極的に利用し、広報していただくとよいと思います。（利用規約を読まない人たちをどうするかという問題は別として、）非常に参考になると思ったので、どうもありがとうございますというお礼です。

もう一点は28条の関係ですけれども、14ページの方でインターネットを利用して公表され、電子情報処理組織により判読できるものと書いてあるのですが、一応その際の確認ですが、申出のフォームに関しては日本語で申入れができるものと書いてありましたので、この28条も日本語で公表してくれるんですよねいう確認です。グローバルの企業さんが多いので日本語対応が大変だというのはあるのかもしれませんが、英語で公表されても、ユーザーはなかなか読みにくいと思うのでその辺のところはご検討いただければと思います。

あとは15ページの4号関連のところは、結構項目が多いというのが正直な感想です。これだとなかなか事業者さんも大変そうな感じはするので、少なくとも、評価に関しては第三者ではなく、ご自分で行うことでいいのではないかと思います。感想です。以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。生貝構成員、お願いします。

【生貝構成員】 ご説明ありがとうございます。私から15ページについて、2点ほどでございます。まず一つはこの第4号関連の下から3番目のところで特に日本語を理解するコンテンツモデレーターについて書いていただいているところ、この法律の中ですと侵害

専門調査員という特別な位置付けが別途保定されているところ、例えば先ほど議論の中でもございましたようなまさにその中でも特にこの専門調査員の専門性や訓練内容であるといったことについても公表事項に含めていただくといったようなことが考えうるのではないかと感じております。

そして第2点目といたしまして、この中で特に下から5ポツ目のところを含めまして、AI等の自動化手段についての量的な情報というものを公表していただくこと、ご案内のとおり、ほとんどのモデレーションはほぼ機械によって行われることが常態化していつている中で、その実態というものをどのように理解していくのか、そのようなときに正しく量的な状況の他にも、例えばまさにそれがどのように使われているのか、正確性を担保する、向上させるためにどのような取組をしているかといったようなことについては、自己評価に関わる場所もあるかもしれませんが、ある程度質的なご説明をこの中で頂戴するといったようなことも特にその実態を理解、把握する上では重要なことかと感じたところで。以上2点でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは曾我部構成員、お願いします。

【曾我部構成員】 ありがとうございます。私も今映っているページの公表事項に関してコメントですけれども、この4号関連についてのところで専門調査員の働きぶりといったところも分かった方がいいのではないかという問題意識で申し上げたいと思います。ただ専門調査員の役割自体が法律では必ずしも書ききっていないところもあって、専門調査員にこういった役割を求めるのかというのは事業者ごとに異なる面もあるかと思われ、そういう意味では公表事項で決め打ち的に書くことが難しい部分もあるかと思うので、そこは一定保留が必要ですが、その上で先ほどのところで専門調査の役割として難しい案件について上申を受けて判断する、調査するというのがありましたので、そういう役割があるのだとすれば、専門調査員にエスカレーションが行われた件数のような形での公表というのが一つ考えられますし、もう一つは今4号関連の下から三つ目のポツで日本語を理解するモデレーターの数という項目です。人的・技術的体制についての定性的・定量的な説明というのがございますので、その中に専門調査員の権限や役割、実績のようなものを書いていただくというように求めるような書きぶりにしていただくなど、幾つかあるとは思いますが、いずれにしても専門調査員を任命して、一定の役割を果たしてもらうというのが法律の趣旨ですので、この公表事項に関してもそれが分かるようなことを求めるということをお考えいただければと思います。以上です。

【宋戸座長】 ありがとうございます。森構成員、お願いします。

【森構成員】 ありがとうございます。すごく細かいことですが、私もこのページについて申し上げようと思いますが、4号関連の日本の利用者に関する送信防止措置の実施状況ということで縛りをかけていただいているのですけれども、以前のヒアリングで日本の利用者というのをどう考えていいか分からないというプラットフォームのご意見がありましたので、これはもしかしたら日本語にさせていただいてもいいかというように思いました。そうすると疑義がなくなるというか、日本語かどうかというのは一次的に判断できるので、すっきりするかというように思いました。

全体について非常によくお考えいただいて全く賛成ですけれども、特にこの日本語のコンテンツモデレーターの数はずっと前からお尋ねして、なかなかいやそれは答えられないということで押し問答になったところもありまして、このような形で法制度化することによってスムーズに進むようになったというような考えを持っております。以上です。

【宋戸座長】 ありがとうございます。大谷構成員、お願いします。

【大谷構成員】 ありがとうございます。私も非常によく練られた案を提示いただいたと思っております。特に15ページのところで、公表すべき内容については非常に細かいですが、やはり実務をやっていれば当然、統計としては備えておくべき内容だと思いますので、今から準備していただくことが必要ではないかと思っております。現時点ではまだ法令の内容そのものも柔らかいということもありまして、今後への期待ということですが、つまりこれを直せということではなく、今後の運用状況を見ながらということですが、一点目は調査専門員の方たちの役割はどのようなものかというのは曾我部構成員からご意見があったところだと思いますけれども、この第5号関連についての自己評価について専門員の方たちによる評価、特に削除をしなかった件数やその理由に応じた対応の状況などについてどのように評価するのか、自己評価に何らかの形で関与していただくことも必要ではないかと考えております。また専門員の活動の内容として、現在社会で問題になっていることについての情報の取得の状況というのをご確認いただけないかというようにも思っております。これは公表義務のところで謳う必要は必ずしもなくて、そういった専門員の方たちのネットワーク作り、あるいはそういう方たちのご意見を聞く場というのをまた別途総務省の方で設けていくという形でも実現可能なものではないかというように考えておりますので、今後これが軌道に乗ってきからのこととして、今のうちから申し上げておきたいと思いました。以上でございます。

【宍戸座長】 貴重なご指摘ありがとうございます。現在、手を挙げていただいている方には一通りご発言を一巡したかと思えますけれども、このタイミングで事務局から何かございますか。

【木村補佐】 ありがとうございます。非常にまた示唆に富んだご指摘頂戴いたしまして誠にありがとうございます。まず山口構成員からこういった理由というところの「理由」には幅があるにご指摘いただきました。そういった理由に関してこういった具体性を求めていくかということも含めて、法律の解釈を示したガイドラインを用意していきたいと思っておりますけれども、そちらで何らかの考え方を示すことができればいいと思っているところでございます。

あわせて、上沼構成員の方から日本語で公表してくれますかというところで確認的なご指摘を賜ったかというように思っております。言語の話は非常に当たり前でありますけれども、なかなか日本語で通知や公表などは必ずしも行われてこなかったというところはこれまでであろうかと思えます。そういった意味で何らか省令で規定をすることができればというように思っているところでございます。

続きまして、曾我部構成員から専門調査員にエスカレーションした件数などを求めたらよいのではないかというご指摘賜りました。実は非常に分かりづらくて大変恐縮なのですが、第25条関連、第25条の規定による通知の実施状況の下から2番目、第25条第2項第1号から第3号それぞれの該当件数というところを求めてございます。こちらの第25条第2項第2号におきまして規定されている内容が、第23条の調査を専門員に行わせることとしたときというようになっているところでございます。この第25条第2項第2号の件数が明らかになるというところで、専門員にエスカレーションした件数というのが公表事項として明らかになるかというように理解しているところでございます。あわせて専門員の定性的な働きぶりのところに関しても、人的・技術的体制についての定性的または定量的な説明の中で専門員に関しても盛り込んだらいいのではないかというご指摘、非常に貴重なご示唆を賜ったと思っております、これに関しては何らか考え方をガイドラインのところで示せたらいいというように思っております。

あわせて、森構成員から日本の利用者ではなくて日本語がいいのではないかという御指摘を賜りました。これに関して、少なくとも現時点で事務局として考えておりますのは、必ずしも日本語を用いていないけれども日本の利用者に関する権利侵害になるような場合、例えば著作権侵害の場合、それこそ漫画などある種ビジュアル的なところで権利侵害とい

うのは発生しているけれども、必ずしも言語に引っ掛けられるかというところというわけではないと理解しているところでございます。そういった意味で幅広く日本の利用者に関しては射程に含めることができるように我々として考えて、現時点の案を示したというところ、お答えさせていただきます。

大谷構成員のご指摘に関しては、それこそ情報流通プラットフォーム対処法の大規模特定電気通信役務提供者の義務について、これから運用が非常に肝になるところというように総務省側でも理解しているところでございます。そういった意味で今後の運用に当たってはいろんな関係者の皆様のご協力を得ながら、日々改善を図っていければというように思っておりますし、努めていきたいと思っているところでございます。事務局からは以上でございます。

【宋戸座長】 ありがとうございます。一通り、ご発言・コメントに対する事務局側の応答もいただいたところですが、若干時間ございますので本日の全体をとしまして何か追加でのご指摘等あればいただきたいと思います。またチャット欄で私にお知らせいただければと思いますがいかがでございましょうか。

お話を伺っている限りでは資料2-2-1の省令ガイドラインについての論点について幾つか重要なご指摘をいただきましたけれども、大筋では基本的には問題ないだろうと思います。第20条のところで6枚目から8枚目のところは、おおむね大きなご意見がなかったと思っております。他方9枚目で、いわゆる過重な負担を課するものでないことについては幾つか改善のご希望・ご指摘もいただきました。これについては利用者からの意見を踏まえといったときに利用者が誰なのか、曾我部構成員が仰られたようにアカウントが保有できない者も申し出られるようにするということであるとすると、利用者からの意見を踏まえという利用者はもう少し広いのかもしれないといった問題もございますけれども、しかし利用者からの意見を踏まえというのが、一つ今回とりあえずこういう申出を事業者の方々に受け付けていただく、そしてその受付方法を公表していただく、そしてそれを不断に改善するといった、プラットフォームサービス研究会においてもそうであったと思いますけれども、この権利侵害等の情報への対応についてもやはり事業者の方々に創意工夫を発揮していただくことを明確化する、透明化することによって、事業者の方々のこれまでの取組を更に自己点検し、世の中に公表し、改善していただく。そのことを政府・総務省としても見ていき、必要なところについてはいろんな対応をしていくという枠組みを生かしていくといったことが表れているように思います。そういった観点に、後ろの方の28条

の公表等も結びついていると理解をしております。そういった観点から申しますと、この申出を受け付ける方法の公表についてもどこまで詳しく書き込むかというのは、お話を伺っていて先ほどの28条と合わせて難しいところもあろうかという印象を持ったところでございます。

それから、もう少しご発言をお待ちしながら申し上げますと、10ページ目、11ページ目までの侵害情報調査専門員につきましては、法律上の定め、それから今回事務局からご提案いただいている省令案で全体としてその役割のイメージはある程度明確になってきている部分があるかと思います。その際にスライド10枚目、大谷構成員からも御指摘いただきましたけれども、弁護士法72条の非弁活動との関係をここに明記するかどうかというのは、確かにこれが企業の内部の方であるといえますと、ここまで留意する必要があるのかということも若干気になる場所でもございますので、これについては少し検討することになるかと思います。むしろ、これも曾我部構成員が仰ったこと等にも関わりますけれども、一体何でこの方をどういう理由で選任しているのかということは、その後の基準等の公表に係るエスカレーションなどとも結び付くものでございますので、専門員のイメージを法律・省令等で固める部分と、それから事業者の方々の中で専門員としてどのように具体的にその枠の中でイメージして選んでいただくのか、また専門員の方々のネットワーキング、あるいは総務省との話合いといったお話も先ほど大谷構成員からご指摘いただいておりますけれども、そういうことも含めて規律していくということになるのだらうと思います。そうした中で、専門調査員の数がこれでいいのかという御指摘も生貝構成員からしていただき、私も共感する部分もございますけれども、まずはこうした基礎的な枠組みを定めて事業者の方々の取組を促していくということが現状においては肝要かと思ったところでございます。

それから28条について申しますと、これについても公表の事項の在り方についてご説明があり、またご指摘もあったところです。自己評価について基本的に具体的な項目が示されておりますけれども、事業者ご自身のご認識は非常に社会的に求められるところだろうと思っております。いわゆる5号関連のところになります。ただし、おそらく事業者の方々はただ数字だけ出すというよりは、透明性レポートもそうだと思いますけれども、これをきっかけにユーザーとの間で自らのプラットフォームを違法情報・権侵害情報等の流通がないようにということで発信していただくという取組をおそらくされる中で、やはりある種の定性的な評価は公表されるのかという期待もあり、これをイメージ的に公表事項

として書くかということは一つ考慮すべき論点かと思います。むしろこのような事業者の方々の取組、自己評価の公表された事項等について、本日のMRI様の発表がそうですけれども、やはり問われるのは実は共同規制的な枠組みでの政府の役割でもありまして、政府ご自身がこれらの事業者様の自己評価等をどのように分析し評価するか、それから最終的にはユーザーの違法あるいは権利侵害的な発信が減っていくと、他方で適切な表現の自由が守られているかということも含めて政府自身が事業者の方々の公表事項等に対してどのような分析をし、また適切な援助であったり支援を行っていくかということにも関わると思っております。そういう意味でこの自己評価の項目もひとまずこのぐらいかという感じもしているところです。

森構成員、お願いいたします。

【森構成員】 ありがとうございます。今、宍戸座長から仰っていただいたことは全くそのとおりだと思ひまして、要するに政府の方でということですが、それは当然この検討会も含むわけですし、この本法の施行によって、本日冒頭にご説明いただいたような権利侵害情報の流通自体とそれに対する利用者の要請がやりやすかった、やりにくかったということが数字でお示しいただいたわけですが、我々としては状況がドラスティックに改善されることを期待しているわけですし、次に本法の施行によりどうなったかということは非常に大きな意味を持っているかと思ひますので、また次年度も調査していただくとお思ひますが、ぜひとも前年度比ということにご留意いただいて、前からどう変わったのかというようなことを、もしかするとそれほど法律の施行時期と調査の時期で1期では激変はしないかもしれませんが、2期、3期においては大きく変わってくることを期待して、そして変わってこなければどうなのかということ、それは今回のこともとりあえずやってみるしかないという部分あると思ひます。様々なご意見がありまして、なるほどと思ひましたが、例えばその発信者を1回投稿以上としていますけれども、果たしてそれでいいのかどうなのかというのは、なかなかやってみないと分からないというところはあろうかと思ひますので、まずはやってみていただいて、調査をしていただく権利侵害情報の流通状況とそれに対する利用者側の対応の全体像が分かりますので、またそれをこっちに持ってきて、ルールを変えていくという、ぐるぐる回すということは必要だと思ひますし、その前提となる仕組みは既にできているのかというように思ひました。以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。曾我部構成員、お願いします。

【曾我部構成員】 ありがとうございます。先ほど宍戸座長からも言及のありました弁護

士法との関係で、資料２－２－１の１０ページのところですけれども、先ほどご指摘ありましたとおり、社内で権利侵害情報該当性を社内の方が判断する場合は弁護士法との関係は生じないだろうということが一つあるのと、この法律をよく読むとその侵害上、専門員の役割は必ずしも明確に書いていなくて権利侵害情報該当性そのものを判断するとは限らないように読めるという中で、ガイドラインにおいては法律部分、権利侵害情報の該当性について専門員に委ねるのか、それともその前提となる文化的な理解の方を専門員に委ねるのかというのは多分事業者に委ねているという解釈がガイドラインではなされているのかと思います。そうすると例えば専門員に関しては法律家ではなくて、日本の風俗・社会問題に詳しい方をお願いをし、法律部分について社内弁護士に依頼するということもあり得るというような中で、今のような書きぶりになっているのかとは思ひまして、そういう意味では、この書きぶりでもいいのではないかと私には思ったということですので、ただ結局社内弁護士も十分おらず専門員も法律の専門家ではないということも許容され得る形になるので、それでいいのかということに残ると思いますが、法律の書きぶり自体がいずれにしても明確でないというところに根本があるのかと思われまして、ガイドラインとしてはこういうことにはなるのかというように思いますということで、コメントです。

【宍戸座長】 貴重なご指摘ありがとうございます。助かりました。それでは時間の関係もございますので、このあたりで本日の意見交換を終了とさせていただければと思います。多岐にわたる論点につきまして、活発なご議論、また貴重なご指摘をいただきありがとうございます。基本的に今回事務局でお示しいただいた省令・ガイドラインに関する考え方について大きなご異論はなかったと理解をしております。ただ本日幾つかの貴重なご意見をいただき、このガイドラインのこの部分をこうした方が良いのではないかとご指摘もございましたので、事務局において整理いただき、追ってメールで構成員の皆様にご報告をいただければと思います。構成員の皆様方のご意見の具体的な反映方法につきましては、座長であります私にご一任いただければと思いますが、いかがでございましょうか。ありがとうございます。それではそのように進めさせていただきます。

それでは事務局より連絡事項があればお願いいたします。

【木村補佐】 ただいま宍戸座長からご指摘ございました情報流通プラットフォーム対処法の省令及びガイドラインにつきましては、本日のご指摘・ご議論を踏まえまして、事務局において速やかに案の作成や修正を含めまして、先生方にもご相談の上で手続・取組を進めてまいりたいと思います。本日は貴重なご議論賜りまして誠にありがとうございました。

次回会合につきましては、別途事務局からご案内させていただきたいと思います。事務局からは以上でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。これにて本日の議事は全て終了となります。以上、デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会の第2回会合を終了とさせていただきます。お忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございました。

【終了】